

戦略産業求職者マッチング事業業務委託基本仕様書

1 事業の趣旨

戦略産業分野での安定的な雇用を創出するため、地域活性化雇用創造プロジェクトを活用し、合同企業面接会等を実施することにより、地域求職者の県内企業への就職を支援する。

2 委託業務名

戦略産業求職者マッチング事業業務

3 履行期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

4 対象企業

本事業において対象とする企業は、山形県内に事業所を有し、別紙の左欄に掲げる分野において右欄の業種の事業を行い、山形県地域活性化雇用創造協議会の構成員に加入しているほか、以下の条件をすべて満たしている企業とする。

- ・雇用保険適事業所であること。
- ・厚生労働省所管雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- ・労働保険料を滞納していないこと。
- ・労働関係法令の違反を行っていないこと。
- ・暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
- ・支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

5 委託業務の内容

(1) 合同企業面接会の実施

①実施回数 1回以上

②開催場所 山形県内

③開催時期

ハローワーク等で主催する合同企業面接会等と時期が重複しないように調整のうえ実施する。

④参加企業

20社程度

なお、合同企業面接会をより効果的にするため、参加予定企業に対して事前にセミナーを開催する。

⑤参加求職者数

60人以上を目標とする。

なお、合同企業面接会をより効果的にするため、地域求職者を対象として事前にセミナーを開催する。

⑥募集・運営等

参加求職者及び参加企業の募集・連絡調整、会場の手配・運営など、合同企業

面接会及びセミナーに係る一切の業務を行う。

なお、面接会及びセミナーを実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策を講ずること。

⑦アンケートの実施

参加企業及び参加求職者に対して、アンケートを実施し、集計・分析を行う。

(2) 参加求職者のフォローアップ（就職支援）に関すること。

合同企業面接会に参加した求職者のフォローアップを行い、県内企業への就職につながるよう支援するとともに、アンケートを実施し、集計・分析を行う。

(3) 打合せ及び定期報告

事業実施にあたっては、委託者である県と定期的な打合せを行う。

6 委託業務の対象経費

仕様書5に掲げる業務を行うために必要であり、かつ、通常業務との仕分けが可能な次の経費

(1) 人件費

委託事業の遂行に係る既存従業員等の人件費（事業に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が確認できるものに限る。）

(2) 事業費

講師謝金、旅費、印刷費、会場借上料、通信費、消耗品費等の委託事業を実施するために必要な経費

(3) その他

① 委託事業終了後に、経費の精算を行うこと。

② 人件費が委託事業費（消費税抜き）の2分の1以上になること。

③ この事業は、地域活性化雇用創造プロジェクトの一つとして実施するものであることから、次に掲げる事項を満たすこと。

・ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）は認められないこと。

・パソコン、OA機器、電話機等については、ソフトウェアも含めて、「リース」によるものとし、購入しないこと。

・5万円以上の物品の取得はしないこと。

・飲食代は認められないこと。

7 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

8 委託業務に係る成果品等

(1) 実績報告書

(2) 合同企業面接会参加企業名簿

(3) 合同企業面接会参加求職者名簿

(4) 就職決定者名簿

9 特記事項

- (1) 合同企業面接会及びその後の求職者へのフォローアップを通じて、10人以上の就業（正規雇用）を目標とすること。
- (2) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 委託事業実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」や、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守すること。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (4) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (5) この事業により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (6) この事業に係る苦情等については、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (7) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

10 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。

(別紙)

対象分野	対象業種 (※)
ア バイオテクノロジー関連分野	食料品製造業 (09)、化学工業 (16)、学術・開発研究機関 (71) 飲料・たばこ・飼料製造業 (10)
イ 自動車・航空機関連分野	輸送用機械器具製造業 (31) 家具・装備品製造業 (13)、化学工業 (16)、プラスチック製品製造業 (18)、ゴム製品製造業 (19)、窯業・土石製品製造業 (21)、非鉄金属製造業 (23)、金属製品製造業 (24)、はん用機械器具製造業 (25)、生産用機械器具製造業 (26)、業務用機械器具製造業 (27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)、電気機械器具製造業 (29)、情報通信機械器具製造業 (30)、情報サービス業 (39)
ウ ロボット関連分野	はん用機械器具製造業 (25)、業務用機械器具製造業 (27) 生産用機械器具製造業 (26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)、電気機械器具製造業 (29)、情報通信機械器具製造業 (30)、輸送用機械器具製造業 (31)、情報サービス業 (39)
エ 環境・エネルギー関連分野	はん用機械器具製造業 (25)、業務用機械器具製造業 (27) 繊維工業 (11)、家具・装備品製造業 (13)、化学工業 (16)、プラスチック製品製造業 (18)、ゴム製品製造業 (19)、窯業・土石製品製造業 (21)、非鉄金属製造業 (23)、金属製品製造業 (24)、生産用機械器具製造業 (26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)、電気機械器具製造業 (29)、情報通信機械器具製造業 (30)、輸送用機械器具製造業 (31)、情報サービス業 (39)
オ 医療・福祉・健康関連分野	はん用機械器具製造業 (25)、業務用機械器具製造業 (27) 繊維工業 (11)、家具・装備品製造業 (13)、化学工業 (16)、プラスチック製品製造業 (18)、ゴム製品製造業 (19)、窯業・土石製品製造業 (21)、非鉄金属製造業 (23)、金属製品製造業 (24)、生産用機械器具製造業 (26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)、電気機械器具製造業 (29)、情報通信機械器具製造業 (30)、輸送用機械器具製造業 (31)、情報サービス業 (39)、学術・開発研究機関 (71)
カ 食品・農業関連分野	食料品製造業 (09) 飲料・たばこ・飼料製造業 (10)、化学工業 (16)、プラスチック製品製造業 (18)、ゴム製品製造業 (19)、窯業・土石製品製造業 (21)、非鉄金属製造業 (23)、金属製品製造業 (24)、はん用機械器具製造業 (25)、生産用機械器具製造業 (26)、業務用機械器具製造業 (27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)、電気機械器具製造業 (29)、情報通信機械器具製造業 (30)、情報サービス業 (39)、学術・開発研究機関 (71)

※対象業種は「日本標準産業分類」の「中分類」による。

(別添)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者はこの契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。